

金 融 分 科 会

関 係 資 料

平成 1 3 年 2 月 2 2 日

1．最近の主な保険業法等の改正について（未定稿）

1. 保険業法（平成8年4月施行）

- (1) 標準責任準備金制度の導入
- (2) 相互会社に関する規定整備 総代会に関する規定整備等
- (3) 保険金等の支払能力の充実の状況に係る基準（ソルベンシーマージン基準）の導入
- (4) 保険契約者保護基金の創設
- (5) 生・損保の相互参入 子会社方式による生・損保相互乗り入れ
- (6) 保険商品・料率についての届出制の導入

2. 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成10年3月施行）

- 保険持株会社設立の解禁

3. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年12月施行）

- (1) 早期是正措置の導入
- (2) 保険契約者保護機構の創設
- (3) 料率算出団体が算出する料率の使用義務の廃止
- (4) 業務範囲の拡大 投資信託販売の解禁など
- (5) 保険・銀行間の子会社方式による相互参入

4. 保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年6月施行）

- (1) 相互会社から株式会社への組織変更手続の改善
- (2) 相互会社への会社更生手続の適用
- (3) 保険契約者等の保護のための措置（破綻処理制度）
 - ・ 保険管理人の権限の強化（調査権限、責任追及）
 - ・ 保険契約者保護機構の制度の見直し
- (4) 保険商品の銀行等における販売の解禁

2. 生命保険会社の平成12年度上半期報告の概要

—— 生命保険会社全社ベース ——

	9年度決算 (=10年3月期)		10年度決算 (=11年3月期)		(参考) 11年度上半期報告 (=11年9月期)	11年度決算 (=12年3月期)		12年度上半期報告 (=12年9月期)		
		対前年 増減率		対前年 増減率			対前年 増減率		対前年 増減率	対前年度末 増減率
保有契約高(兆円)	1,968	▲ 9.5	1,909	▲ 3.0	1,866	1,844	▲ 2.1	1,728	▲ 0.5	▲ 0.5
新契約+転換純増(＂)	265	36.1	159	▲40.0	71	146	▲ 6.7	69	2.5	—
解約失効高(＂)	156	23.6	145	▲ 7.1	70	137	▲ 3.0	61	▲ 2.3	—
保険料等収入(億円)	305,595	3.9	291,162	▲ 4.7	135,114	273,491	▲ 4.7	129,982	1.8	—
保険金等支払金(億円)	313,912	7.3	290,085	▲ 7.6	147,526	276,151	▲ 2.5	115,679	▲13.1	—
税引前当期利益(＂)	15,854	▲13.3	2,722	▲82.8	9,833	12,595	331.5	8,773	▲ 8.3	—

(注1) 会社数は、9年度45社、10年度46社、11年度上半期46社(東邦生命を除く。)、11年度45社(第百生命及びカーディフ生命を除く。)、12年度上半期43社(第百生命、大正生命、千代田生命、協栄生命を除く。)

(注2) 11年度の対前年増減率は、10年度の計数から第百生命を除いたものに対する増減率。12年度上半期の対前年(度末)増減率は、11年度上半期及び11年度の計数から、第百生命、大正生命、千代田生命、協栄生命を除いたものに対する増減率。

(注3) 保有契約高及び新契約+転換純増は、個人保険、個人年金保険及び団体保険の合計。
解約失効高は、個人保険及び個人年金保険の合計。

3. 主な生命保険会社の平成11年度決算の概要

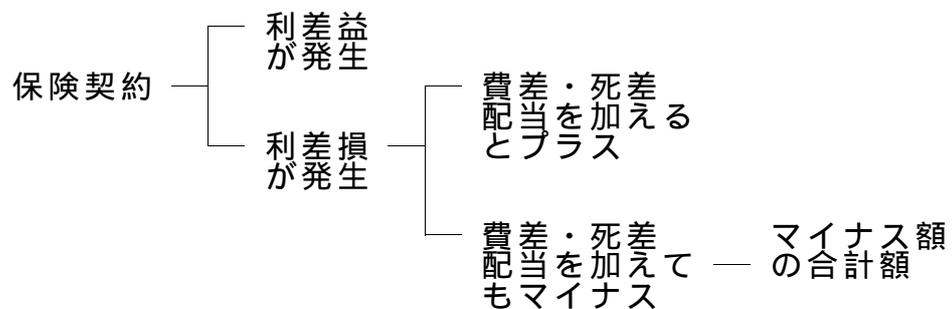
(単位：億円)

会社名	保有契約高	税引前当期利益 〔公表逆ざや額〕	リベンジ・マージン 比率(%) (12年3月末)
日本	3,905,417	4,140〔3,900〕	1,095.8
第一	2,792,643	2,020〔2,400〕	865.6
住友	2,537,473	1,877〔2,100〕	675.7
明治	1,746,316	652〔1,500〕	731.0
朝日	1,104,400	670〔1,300〕	732.7
三井	965,833	1,159〔860〕	676.7
安田	1,435,965	1,102〔800〕	808.5
千代田	476,156	32〔420〕	263.1
太陽	253,896	223〔800〕	1,050.3
協栄	577,301	2〔750〕	210.6
大同	506,458	140〔70〕	1,004.2
富国	479,803	424〔320〕	906.5
ニチダン	294,991	251〔320〕	425.9
東京	132,056	79〔100〕	446.7

上記14社計	17,208,715	12,269〔15,640〕
--------	------------	----------------

全45社計	18,440,720	12,595〔———〕
-------	------------	-------------

(注1) 逆ざや額とは、利差損が生じている保険契約で、費差・死差配当額を充当しても、なお、差損額が発生している各契約の当該差損額の合計額



公表「逆ざや額」

(注2) 千代田は平成12年10月9日、協栄は平成12年10月20日に会社更生手続開始を申立

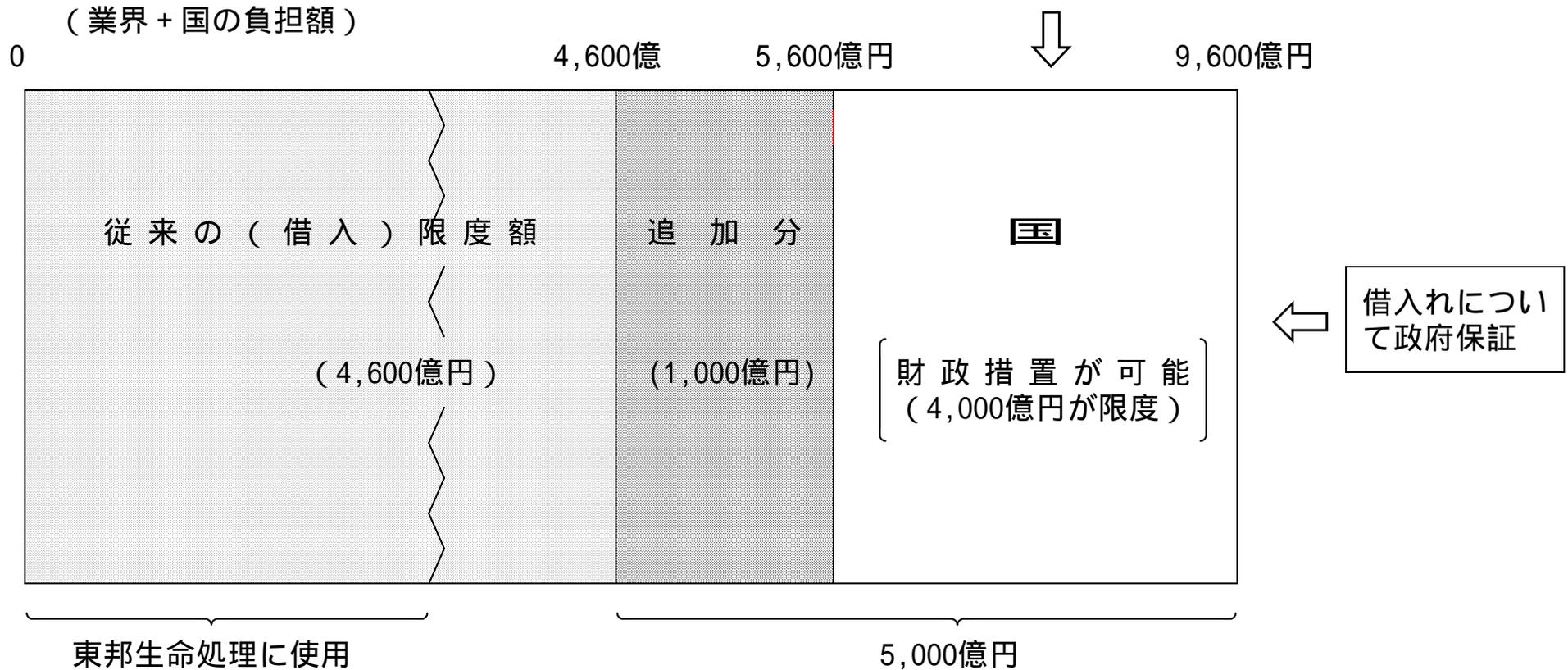
4. 主な生命保険会社の提携関係等

保険会社名	相手方	プレス発表	提携等の内容
平和生命	エトナ・インターナショナル (米)	平12.1.20	・エトナが平和生命の株式を取得し子会社化
日本生命保険 ニッセイ損害保険	同和火災海上保険 同和生命	平12.2.15	・同和火災とニッセイ損害保険が合併することで合意(平成13年4月を目処) ・同和生命については、合併後に全保険契約を日本生命に包括移転することで合意
日本団体生命	アクサ(仏)	平12.4.3	・アクサ生命と日本団体生命は4月1日付で、社名を「アクサニチダン生命保険(株)」「ニチダン生命保険(株)」にそれぞれ変更し、3月7日に共同で設立した保険持株会社の100%子会社として、組織を統合した新体制を発足
第一生命 第一ライフ損害	安田火災 INA ひまわり生命	平12.8.28	・第一生命による安田火災の損保商品の販売をはじめとした包括業務提携 ・安田火災と第一ライフ損害は平成14年度を目処に統合・合併予定
第一生命	アメリカンファミリー (米)	平12.9.7	・生命保険商品の相互販売をはじめとした業務提携
日本生命	三井海上 住友海上 同和火災	平12.10.23	・商品相互供給、新規対応分野における共同開発等の業務提携
住友海上 住友海上ゆうゆう生命	住友生命 スミセイ損害	平12.11.2	・生損保商品の相互販売等の全面提携
朝日生命	東京海上 日動火災	平13.1.11	・東京海上及び日動火災は平成14年4月に共同で持株会社設立、朝日生命は平成16年を目処に株式会社化後、上記持株会社へ合流予定
太陽生命	大同生命	平13.1.22	・大同生命が、太陽生命との将来的な保険持株会社構想のもとで平成14年4月に株式会社化予定

5 . 生命保険のセーフティネットの再構築

セーフティネットの規模を5,000億円追加（従来は4,600億円）。
 業界の追加的な負担は1,000億円。
 対応不能部分については、平成15年3月末までの破綻を対象に
 公的資金4,000億円を充てることが可能。

平成15年3月末までの期間において、保険契約者保護のための
 資金援助の財源について業界のみが負担することになれば、経営
 の長期的健全性が維持されなくなる事態を招き、ひいては、国民
 生活の安定や金融市場に不測の混乱が生じるおそれが認められる
 場合に対応



(注) 「見直し規定」は存続

6 . 破綻した保険会社の一覧(平成13年2月14日現在)

(単位:億円)

破綻日	会社名	処理状況	債務超過額	資金援助額等
平成9年4月25日	日産生命保険(相)	平成9年10月1日、あおば生命に日産生命の保険契約を包括移転。 (注)平成11年11月30日、あおば生命の株式をアルテミスグループが取得。	3,000	保護基金資金援助等 2,000
平成11年6月4日	東邦生命保険(相)	平成12年3月1日、ジーイーエジソン生命に東邦生命の保険契約を包括移転。	6,500	保護機構資金援助 3,800
平成12年5月1日	第一火災海上保険(相)	平成13年1月19日、損害保険契約者保護機構に第一火災の保険契約を移転する計画を承認(今後、総代会の決議等の手続を経た上で、同年4月1日引受け予定)。	1,300	保護機構負担額 400
平成12年5月31日	第百生命保険(相)	平成13年1月25日、マニユライフ・センチュリー生命に第百生命の保険契約を移転する計画を承認(今後、総代会の決議等の手続を経た上で、同年4月2日移転予定)。	3,200	保護機構資金援助 1,450
平成12年8月28日	大正生命保険(株)	平成12年8月29日、保険管理人を選任。		
平成12年10月9日 (会社更生手続開始の申立)	千代田生命保険(相)	平成12年10月13日、会社更生手続の開始決定。現在、A I Gをスポンサー候補として更生計画を作成中。		
平成12年10月20日 (会社更生手続開始の申立)	協栄生命保険(株)	平成13年2月14日、米国プルデンシャル社をスポンサーとする更生計画案を裁判所に提出(今後、関係人集会の決議等の手続を経た上で、同年4月3日業務再開予定)。	6,900	0

個人情報・個人信用情報の保護・利用に関する検討経緯

- 1987年 3月20日 (財)金融情報システムセンターが「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」を公表
- 1998年 6月12日 個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会が報告書を公表
- 1999年 1月20日 (社)全国貸金業協会連合会が「貸金業に係る個人データ保護のためのガイドライン」を公表
- 4月30日 (財)金融情報システムセンターが「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針(改正版)」を公表
- 7月6日 個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会が「論点・意見の中間的な整理」を公表
- 11月9日 個人情報保護検討部会が「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」を公表
- 2000年 6月2日 個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱案(中間整理)」を公表
- 8月3日 金融再生委員会/金融庁が「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)」を決定
- 10月11日 個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱」をとりまとめ、公表
- 12月21日 金融審議会総会が「金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する今後の検討の進め方」を公表
- 2001年 3月中旬 個人情報の保護に関する法律案(仮称)閣議決定・国会提出予定
目途

個人情報保護基本法制に関する大綱（概要）

1．目的：

高度情報通信社会の進展の下、個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する。

2．基本原則：

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報を取り扱う者は、以下の原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(1) 利用目的による制限

個人情報は、その利用目的が明確にされるとともに、当該利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱われること。

(2) 適正な方法による取得

個人情報は、適法かつ適正な方法によって取得されること。

(3) 内容の正確性の確保

個人情報は、その利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保たれること。

(4) 安全保護措置の実施

個人情報は、適切な安全保護措置を講じた上で取り扱われること。

(5) 透明性の確保

個人情報の取扱いに関しては、本人が適切に関与し得るなどの必要な透明性が確保されること。

3．個人情報取扱事業者（仮称）の義務等：

(1) 利用目的による制限及び適正な取得

- ・利用目的の明確化及びその範囲内での取扱い（目的変更は合理的な範囲内のみ可）
- ・取得の際の利用目的の通知、公表等
- ・適法かつ適正な方法による取得

(2) 適正な管理の実現

- ・個人データの内容の正確性及び最新性の確保
- ・安全保護措置の実施、従事者及び委託先に対する監督等

- (3) 第三者提供の制限
個人データの第三者提供の制限
- (4) 公表等
利用目的、個人情報の保有に責任を有する事業者名等についての公表等
- (5) 開示
本人から自己の個人データについて開示の求めがあった場合の本人への開示
- (6) 訂正等
本人から自己の個人データの内容について正確かつ最新の事実を反映するよう求めがあった場合の訂正等
- (7) 利用停止等
本人から自己の個人データについて一定の理由により利用停止等の求めがあった場合の利用停止等
- (8) 苦情の処理
苦情について、必要な体制整備等を行い、適切かつ迅速な処理に努める。
- (9) 苦情の処理等を行う団体の認定
苦情の処理等を行うために、個人情報取扱事業者を構成員とする団体を設け、申請により主務大臣の認定を受けることができる。

(注) (1)、(3)～(7)については一定の場合に適用を除外

4. 政府の措置及び施策：

- (1) 国の行政機関の保有する個人情報の保護
本基本法制の趣旨にのっとり、別に法制上の措置を講ずる。
- (2) 独立行政法人等に対する措置
本基本法制の趣旨にのっとり、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。
- (3) 法制上の措置等
特に厳重な保護を要する等、別途の措置が必要なものについては、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。
- (4) 個人情報の保護の推進に関する基本方針の策定等
 - ・ 施策の基本となるべき事項、各行政機関の役割等について、基本方針を定める。
 - ・ 基本方針に基づき、個人情報の保護のための取組の支援等のために必要な措置を講

ずる。

(5) 主務大臣の指示等

- ・個人情報取扱事業者又は認定団体に対する報告徴収、助言、改善指示
- ・個人情報取扱事業者に対する改善・中止命令（「6．罰則」参照）

5．地方公共団体の措置：

(1) 地方公共団体の保有する個人情報に関する施策

本基本法制の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、これを実施するよう努める。

(2) 区域内の事業者及び住民に対する支援等

- ・区域内に所在する事業者及び住民に対する支援等の施策の実施に努める。
- ・苦情の処理のあっせん等必要な施策を講ずるよう努める。

(3) 国及び地方公共団体の協力

国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力する。

6．罰則：

主務大臣の改善・中止命令に対する違反につき、罰則を設ける。

7．その他：

- ・報道分野等については、「3．」の諸規定を適用せず、「1．」、「2．」に基づき、自主的な取組を行うよう努力
- ・他の法律に特別の規定がある場合、公益上の必要性からの配慮が必要な場合等については具体的に検討
- ・基本法制の制度運営が個人情報の取扱いの実態及び今後の動向に適時・的確に対応したものとなるよう、有識者等の意見を反映させるための仕組みを整備すること等を検討

(注)用語の意味は以下のとおり。

- (1) 個人情報：個人に関する情報であって、個人が識別可能なもの
- (2) 個人情報の取扱い：個人情報に関する様々な行為であって、その利用等を含む
- (3) 個人情報データベース等：電子計算機等を用いて検索することができるよう体系化された個人情報の集合物（一定のマニュアル処理情報を含む。）
- (4) 個人データ：個人情報データベース等を構成する個人情報
- (5) 個人情報取扱事業者：民間事業者等のうち、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者

平成12年12月21日

金融審議会総会

金融分野における個人情報保護・利用の在り方に関する今後の検討の進め方

個人信用情報保護・利用の在り方に関して、当審議会第二部会では、「個人情報保護基本法制に関する大綱」を踏まえ、個人情報保護基本法制(以下「基本法制」という。)に加えてどのような追加的な措置を講ずる必要があるかという観点から、その具体的な内容及び手法や、基本法制を施行する上での自主ルール・ガイドラインの在り方等について検討を行った。

また、第一部会においては、異業種参入に伴う銀行法等の整備や他業禁止の緩和等について審議する過程で、顧客の個人情報を第三者と共有することに関し、プライバシー保護の観点からの適切な対応の必要性が指摘された。

他方、基本法制の施行に当たっては、主務大臣が所管業界の個人情報の取扱いの実態を勘案した監督上のガイドラインを示すこと等が想定されており、こうした観点も含め金融庁の所管する事業者を対象に総合的な検討が必要になると考えられる。

以上を踏まえ、当審議会としては、基本法制の各規定との整合性の確保や、全体としての実効性確保に配意しつつ、従来議論の対象としてきた個人信用情報にとどまらない金融分野における個人情報の保護・利用に関し、取り扱われる個人情報の特性等に応じた重層的な措置を講ずることを念頭に、基本法制の今後の立案作業の進捗状況をみながら、法制上の措置その他の必要な措置について鋭意検討を進めていくべきと考える。

以上